

袖志棚田保存会 規約

(名称)

第1条 この会の名称は、袖志棚田保存会（以下「保存会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を京丹後市丹後町袖志区の保存会会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、京丹後市丹後町袖志地域の袖志の農業・農村の地域資源を生かした各種の事業を展開することにより、自然や農業の重要性を確認し、袖志の棚田の保全と稲作にまつわる地域の歴史文化を保全するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (ア) 棚田の保全管理に関すること
- (イ) 新規就農支援に関すること
- (ウ) 地域特産物の育成に関すること
- (エ) 農地の有効活用に関すること
- (オ) 都市住民との交流事業に関すること
- (カ) 地域の活性化事業に関すること
- (キ) その他前条の目的に関連すること

(会員)

第5条 会員は次の構成員等をもって構成する。

- (1) 区民会員
- (2) 一般会員
- (3) 賛助会員

(会費)

第6条 一般会員、賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

2 会長は、会を代表し運営を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4 会計は、会の庶務を総括し会計並びに事業、会議等の事務を執行する。

(役員任期等)

第8条 役員任期は1年とし再任は妨げない。

2 役員選任は会の会議において委員の互選による。

3 役員に欠員が生じた場合は前項により選任し、任期は前任者の残任期間とする。

4 役員報酬は無償とする。

(会計)

第9条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月末に終わる。

2 会計事務は会計担当がこれをおこなう。

3 会計は毎年度末には収支会計報告をする。

(経費)

第10条 会の運営経費は、会費、事業収益、補助金、寄付金等をもって賄う。

(会議)

第11条 会議の招集は会長が行い、会議の議長を所掌する。

2 議事の可否は出席会員の過半数により可否を決する。

(協議事項)

第12条 会議では次の事項について協議する。

- (1) 役員を選出にすること
- (2) 規約の改正等に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 収支決算に関する事
- (5) 事業報告に関する事
- (6) その他会の運営に関する事

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、役員で協議決定する。

附則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この会の25年度の年会費は次に掲げる額とする。
 - ・ 一般会員 一口3,000円
 - ・ 区民会員 一人1,000円